

## 御殿場市学校等体育施設夜間開放

### 使用心得

#### 団体登録について

- 1.施設使用者は年度最初の登録時に必ず登録し、施設の使用に係る研修を受けなければならない。
- 2.使用できる施設は1団体につき1施設とし、1団体5人以上の団体とする。
- 3.使用できる期間は1年間（4月～翌年3月末まで）とするが、原則として1団体1週間につき1回の使用までとする。（ただし各施設登録団体数によりこの限りではない。）
- 4.施設を使用する者は、スポーツ保険（傷害・施設賠償）に加入するよう努めること。
- 5.団体名の変更、団体登録の削除、使用施設の変更等をする場合は、必ず御殿場市に連絡すること。
- 6.団体責任者は、団員（加入者）全員がこの使用心得を守るよう周知させること。

#### 鍵等の借用・返却について

- 1.使用責任者（団体）は、必ず使用許可証を掲示し、鍵・使用日誌を使用日の17時までに市役所各支所等に借り受けて使用の準備をすること。
- 2.使用終了後は、翌日（金曜日・土曜日の場合は月曜日）の午前中までに、使用者が責任を持って鍵・使用日誌を必ず返却すること。また翌日中に返却がない場合は、使用日から1年間使用を停止することができる。

#### 施設の入入り・駐車等について

- 1.学校への出入りは所定の出入り口からとし、駐車場も所定の場所のみとする。特に駐車場が広くないため相乗りなどによって台数を減らす工夫をすること。
- 2.体育館の出入り口は玄関口とし、特別な場合を除き非常口は利用しないこと。（万一に備えて非常口を確認しておくこと。）
- 3.館内に入るときは、必ず体育館専用の運動靴（ゴム底）に履き替えること。（土足、スリッパ又は素足で館内に入らない。）なお、上・下履きの履き替えは、指定された場所で行うこと。

#### 使用上の注意点

- 1.運動のできる服装で来ること。また、油・土・水など汚れた服装で館内に入らないこと。
- 2.屋外で使用した器具やボール及び土や水などを館内に持ち込まないこと。
- 3.館内では許可された場所以外には立ち入らないこと。
- 4.館内及び学校敷地内では、飲食、喫煙は禁止とする。
- 5.床面（フロア）に固い器物でショックを与えぬこと。特に、器具の設置、その他の取扱いについては細心の注意を払うこと。

- 6.使用できる用具は、行う種目に必要な用具とし、それ以外は使用してはならない。使用した用具は必ず所定の位置へ戻すこと。
- 7.使用前後に手元や足元が暗い場合があるので、必要に応じて懐中電灯を携帯すること。
- 8.責任者は使用前後に内外の点検（ゴミの持ち帰り）をすること。
- 9.使用時間は必ず厳守すること。（午後7時～午後9時）

#### **使用后について**

- 1.使用後は、必ずモップでフロアなどの清掃をする。なお、モップについたほこりなどは掃除機で吸い取りゴミ箱に捨て、施設使用時に出たその他のゴミ全ては、使用者が持ち帰ること。
- 2.使用後は、すべての出入口及び窓の施錠（体育館の外側からも再度確認をし、絶対に閉め忘れないようにする）、火気、電気、水道を確認するとともに、日誌に記入すること。

#### **施設・用具の破損等について**

- 1.体育館施設・器物・ガラス・鍵等を破損・亡失した時は、必ず各地区の市役所支所（御殿場地区は御殿場地域振興センター）に申し出るとともに、使用者の責任において速やかに原形復帰し、その費用を支払う。（使用日誌にも記入する。）  
※バスケットゴールに下向きの強い力を加える（ダンクシュート、リングへのぶら下がり）と破損の原因になりますので、各団体内で周知をしてください。

#### **年末清掃について**

- 1.清掃は原則として、学校の冬休み前の授業最終日とするが、学校長の都合により日程を変更する場合がある。
- 2.施設使用団体（4月～12月まで）は、各支所担当者の指示に従い必ず清掃に参加すること。（各団体最低3人）

#### **その他**

- 1.加入者以外の使用は禁止する。ただしやむを得ず、幼児、小学生などの子どもを連れて使用する団体については、子どもが館内の許可された場所以外に入ることがないように、また他の使用者の迷惑になることがないように目を離さないこと。事故等発生した場合は使用者の責任とする。
- 2.団体名義を貸して、他の登録団体、及び外部団体が使用することは禁止とする。
- 3.施設や他人の迷惑になるような物や動物を持ち込まないこと。
- 4.貴重品の管理は使用者の責任で行うこと。個人・団体の所有物・貴重品は各自責任を持って管理すること。
- 5.忘れ物については各地区の市役所支所（御殿場地区は御殿場振興センター）に問い合わせること。ただし、保管期間は1か月間とし、その後は処分する。
- 6.使用心得に違反した団体、及び使用状況不良の団体については、学校長と御殿場市が協議し、使用日から1年間使用を停止することができる。
- 7.使用中に鍵の紛失等、急を要する事態が生じた場合は、速やかに御殿場市役所に電話をすること。

**御殿場市役所 夜間受付 TEL : 0550 - 83 - 1212**